



# 守るべき人権ならぬ差別

人権週間 12月4日～10日

1948年（昭和23年）12月10日、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択され、国連では、これを記念して毎年12月10日を「人権デー」と定めました。

わが国でも、これにちなみ、毎年12月4日から10日までを「人権週間」として、国民の人権意識の高揚を図るために啓発活動を全国で展開しています。

人権週間は、今年で33回目を迎えますが、本週間の強調テーマは一人権の共存—互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくりろう—

幸せいでの生きがいのある生活をお現しよう。

二 部落差別をなくそう

三 婦人の地位を高めよう

四 障害者の完全参加と平等を実現しよう

五 豊かな人間関係をつくろう

第六期分の保険料は 納めましたか

保険料は、3ヶ月ごとに納付期限（4月・7月・10月・1月の末）が決められています。

納付期限後、未納のままにしておくと、万のときに障害年金や母子年金が受けられないばかりでなく、老齢年金も受けられなくなることがあります。

保険料を無駄にしないためにも保険料を支払うことを証明する書類を提出する必要があります。

答 民年金保険料をあなたが支

くることは、すべての人の願いであります。そのため、私たちは、憲法で保障されている基本的人権をお互いに尊重し合い、大切に守り育ていかなければなりません。

なくならない差別

現在の日本の社会は、表面的には民主的、平和的、文化的な社会のように見えます。しかし、私たちの社会には、部落差別、男女差別、障害者差別、学年差別、貧富による差別、民族・人種差別など様々な差別がいまだに残されています。これらの差別と共に通じています。

この身分制度は、明治4年に公布された太政官布告「解放令」によって、法制上はな

くなったはずでした。しかし、明治政府は、先進国に追いついた一部の人たちに対する差別によるもので、これらの人たちは依然としています。

この同対法は、その後、昭和57年3月31日まで3年間期限が延長され、現在に至っていますが、その延长期限が目前にせまって、これ

この身分制度は、明治4年に公布された太政官布告「解放令」によって、法制上はな

くなったはずでした。しかし、明治政府は、先進国に追いついた一部の人たちに対する差別によるもので、これらの人たちは依然としています。

この同対法は、その後、昭和57年3月31日まで3年間期限が延長され、現在に至っていますが、その延长期限が目前にせまって、これ

この身分制度は、明治4年に公布された太政官布告「解放令」によって、法制上はな

くなったはずでした。しかし、明治政府は、先進国に追いついた一部の人たちに対する差別によるもので、これらの人たちは依然としています。

社会的、経済的、文化的にも低い生活状態におかれました。

戦後は、民主主義を基調とし、

基本的人権の尊重を柱とした日本

国憲法が制定されました。今な

お経済的、文化的にも低い生活環

境におかれたり、すべての国民

に保障されている結婚や就職の自

由などが、十分に守られています。

部落差別の問題は、深刻で重大な

社会問題です。

つくれられた部落差別

代の封建制度の政治や経済の仕組みの中でつくり上げられた身分制度によって、一定の地域に住まわれて、同じ日本人でありながら人間以下の人間として取り扱われる

この身分制度は、明治4年に公布された太政官布告「解放令」によって、法制上はな

くなったはずでした。しかし、明治政府は、先進国に追いついた一部の人たちに対する差別によるもので、これらの人たちは依然としています。

## 転機を迎えた同和問題

この解決のため、昭和40年8月に同和対策審議会（内閣総理大臣の諮問機関）の答申が出され、これに基づき、昭和44年7月、同和対策事業特別措置法（同対法）が10年間の時限立法として制定されました。以後、対象地域の生活環境が改善され、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実等が図られ、これらの人たちの社会的、経済的地位の向上が促進されています。

転機を迎えていましたが、引き続き法的根拠をもった所要の施策の継続が強く望まれるわけです。

差別のない社会を

このように、同和問題は重要な社会問題です。

この未解決の現状においては、引き続き法的根拠をもった所要の施策の継続が強く望まれるわけです。

差別のない社会を

このように、同和問題は重要な社会問題です。

この未解決の現状においては、引き

続く法律の問題を含む今後の同和対策についての最終意見を政府に提出する予定です。

このように、同和問題は重要な社会問題です。

この未解決の現状においては、引き



相手の立場を考えて  
豊かな人間関係をつくろう

### 同和問題映画と講演の集い

#### 映画と講演の夕べ

##### 「人権の歴史と現状」

###### ◎日時：12月8日(火) 1時10分

###### ◎場所：九段会館ホール

###### ◎映画：「けやきの空」

###### ◎講演：「同和問題映画を演出すにあたって」

###### ◎登壇者：映画監督 堀内甲氏

###### ◎申込み：東京都総務局同和対策部

#### 東京法務局人権擁護部21-623

#### 1 内線2411

#### 講演の集い

#### 映画と講演の夕べ

#### 「人権の歴史と現状」

#### ◎日時：12月10日(木) 午後6時

#### ◎場所：豊島区民センター音楽室

#### ◎映画：「差別と人権の歴史」

#### ◎講師：法政大学教授 永井憲一

#### ◎申込み：社会教育課事業係員 楠鵬3-35-2

#### 生業資金のご案内

#### ◎詳細：総務課総務係内2212

#### ください。

#### 区では、低所得世帯を対象に、

#### 事業資金として無担保、低利子で

#### 融資する生業資金の貸付けを行

#### っています。

#### 常時受付をしていますが、12

#### 月10日までに申込された方には、審査のうえ57年1月下旬に貸付けの予定です。

#### △申込み・詳細：福祉課管理係内2622へどうぞ。



